

(案)

令和9(2027)年度分肝属地区清掃センター容量市場に関する業務に係る一般競争入札について

大隅肝属広域事務組合(以下「組合」という。)令和9(2027)年度分肝属地区清掃センターの容量市場に関する業務を、下記のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

令和6年9月20日

大隅肝属広域事務組合
管理者 中西 茂

記

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 件名 | 令和9(2027)年度分肝属地区清掃センター容量市場に関する業務 |
| (2) 内容 | 「令和9(2027)年度分肝属地区清掃センター容量市場に関する業務に係る仕様書」のとおり |
| (3) 履行場所 | 鹿屋市串良町下小原3893番地8 肝属地区清掃センター |
| (4) 履行期間 | 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで |
| (5) 契約の種類 | 単価契約 |

2 入札参加資格の要件

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- (3) この公告の日から落札決定の日までの間において、本組合及び組合を構成する市町(鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町)から指名停止に関する規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第27条の30第1項に規定する特定卸供給事業として経済産業省へ届出を行っていること。
- (5) 構成市町内(鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町)のいずれかの入札参加資格を有している事業者であること。
- (6) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿屋警察署長に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または、その支店等若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(7) 納期が到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(8) この契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

3 入札参加の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

入札参加申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便により提出するものとする。

○電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条の30第1項に規定する特定卸供給事業として経済産業省へ届出を証する書類の写し

(2) 受付期間 令和6年9月20日(金)から令和6年10月10日(木)までの午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 受付場所

大隅肝属広域事務組合事務局

肝属地区清掃センター

〒893-1604

鹿屋市串良町下小原3893番地8

電話番号 0994-63-0168

FAX番号 0994-63-7714

メール information@osumikimokou.jp

(4) 入札参加資格審査申請に係る結果通知

令和6年10月11日(金)に入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から入札日までとする。

4 質疑応答

本入札に対する質問は文書により、次の受付場所に持参するか、郵送又はファックス、電子メールにより行うものとする。

- (1) 受付場所
前記3の(3)と同じ
- (2) 受付及び回答期間
 - ア 入札参加資格に関すること
質問受付 令和6年9月26日(木)まで
質問回答は、基本、適時回答する。
回答まとめ一覧を組合ホームページへ令和6年9月30日(月)に公表する。
 - イ 仕様書等に関すること
質問受付 令和6年10月10日(木)まで
質問回答は、基本、適時回答する。
回答まとめ一覧を組合ホームページへ令和6年10月15日(火)に公表する。

- 5 現場説明
なし

- 6 入札保証金
入札保証金は、大隅肝属広域事務組合契約規則第2条により例によるとされている鹿屋市契約規則第6条第3号の規定により免除する。

- 7 最高制限価格
設定しない。

- 8 入札方法(郵便入札)
 - (1) 郵便による入札とし、持参等その他の方法による入札書は原則、受け付けません。
 - (2) 封筒は1件の入札につき1枚とします。なお、積算内訳書については、入札書と同封して送付すること。
 - (3) 郵送方法は、郵便局から、一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法であらかじめ指定する日に到着するように、配達日指定郵便としなければならない。
 - (4) 通常郵便による入札は無効とする。

- 【送付先】**
大隅肝属広域事務組合事務局(肝属地区清掃センター内)
〒893-1604
鹿屋市串良町下小原3893番地8

- 【配達指定日】**
令和6年10月23日(水)
- 【開札日】**
令和6年10月24日(木) 午前10時
※入札を辞退する場合は、配達指定日の前日まで(必着)に入札辞退届を直接又は郵便にて提出すること。

- 9 郵便入札用の封筒
 - (1) 入札書を郵送する封筒は「郵便入札封筒様式例」によること。

- (2) 様式例に準じた形態ならば横書きや定形外封筒でも有効としますが、次の事項を必ず記載すること。
- ア 封筒表に「入札書等在中」と朱書きされていること。
 - イ 封筒裏に入札の「開札日」「発注件名」及び「差出人」が記載されていること。

10 入札書の記載方法

- (1) 入札金額は、想定発動指令それぞれの想定容量に入札単価を乗じた金額（12回分）を見積もった金額の合計を記載すること。
- (2) 入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札金額の算定条件

- (1) 入札金額は、添付資料1「入札金額及び報酬額の算出条件」に記載した内容で算定を行うもの
- (2) 入札金額の算出条件は、以下のとおりとする。
- ア 令和9年度における売電状況は、令和5年度と同様とする。
(30分ごとの売電量は、添付資料2「時間帯別送電量実績」のとおり)
 - イ 約定価格(2027年度分)は九州地区の11,457円/kW（調整係数反映価格）とする。
 - ウ 想定容量370kW（想定期待容量400kW×調整係数92.8%）とする。
 - エ 売電は、FIT制度およびFIP制度の適用外電源とする。
(本施設の売電電力は、全量非バイオマス電源となる。)
 - オ 想定発動指令回数は12回とする。
 - カ 端数処理は、想定発動指令回数（12回）ごとに算出した金額の1円未満を切り捨てとする。
 - キ 通常、本施設が売電をおこなう際に必要となる計測装置以外の、容量市場の参加に必要な計測装置、装置の設置、システムの導入、実効性テストに関する費用等、すべての費用は落札者側の負担とし、取り付けの際は、工場の運転と送電に影響のないようにすること。
 - ク 本施設は、毎年決まった時期にボイラーを停止し、設備の点検補修を実施しており、売電がほとんど無い時期があることを考慮すること。
(予定定期補修時期：6月、7月、11月、2月、3月)
 - ケ ごみ処理を最優先とするため、発動指令に対して、送電電力増の操作を行う対応はしないものとする。
 - コ ペナルティが発生した場合は、落札者側の負担とする。そのため、収入からペナルティ等のリスク分や収益・経費等分を減じたものを報酬額とする。(報酬額の下限は0円とする。)

11 積算内訳書の提出

入札に際して入札金額の積算基礎となった入札金額積算内訳書を提出すること。

12 報酬額の算定について

- (1) 報酬額は、添付資料1「入札金額及び報酬額の算出条件」に記載した内容で算定を行うもの

(2) 報酬額の算出条件は、以下のとおりとする。

- ア 実発動指令の対応回数は、最大回数の12回を基本に算出する。
- イ 契約単価は、入札時の落札単価をいう。
- ウ 契約容量は、入札時想定容量の370kWを上限とし、実年度2年度前に実施する実効性テストの結果及び調整係数を踏まえ、決定する。
- エ ごみ処理を最優先とするため、発動指令に対して、送電電力増の操作を行う対応はしないものとする。
- オ ペナルティが発生した場合は、落札者側の負担とする。そのため、収入からペナルティ等のリスク分や収益・経費等分を減じたものを報酬額とする。(報酬額の下限は0円とする。)
- カ 売電は、FIT制度およびFIP制度の適用外電源とする。
(本施設の売電電力は、全量非バイオマス電源となる。)
- キ 端数処理は、実発動指令ごとに算出し1円未満を切り捨て、税込額を算出後端数が出た場合、1円未満を切り捨てとする。
- ク 通常、本施設が売電をおこなう際に必要となる計測装置以外の、容量市場の参加に必要な計測装置、装置の設置、システムの導入、実効性テストに関する費用等、すべての費用は落札者側の負担とし、取り付けの際は、工場の運転と送電に影響のないようにすること。

(3) 報酬額支払いタイミングは、電力広域的運営推進機関が容量確保契約金額を落札者へ交付される時期(対象実需給年度の翌年度9月末日まで)に組合へ支払うこと。

14 入札の無効に関する事項

次の(1)から(15)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認しがたいもの
- (3) 記名押印のない入札書による入札
- (4) 入札額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (6) 同一事項について2通以上の入札書(他の代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 指定された郵便方法以外で入札書を郵送したもの
- (9) 郵送された封筒に指定された事項が掲載されていないもの
- (10) 郵送された封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるもの
- (11) 封筒が指定の日に指定の場所に到着しなかったもの
- (12) 系列関係にある複数の者のした入札
- (13) 積算内訳書の提出を求められた場合において、積算内訳書の提出がないもの
- (14) 入札記載金額と11に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- (15) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上で、尚かつ、最高の価格で申し込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者に代わり開札に立ち会う職員にくじを引かせることとし、落札者を決定するものとする。
- (3) 契約書には、入札書に添付された積算内訳書に記載されている契約単価を別表に記載するものとする。

ただし、報酬額については落札者の提出した入札額に対応する積算内訳書に記載された単価（契約書の別表に記載する消費税等を含まない単価）に契約容量を乗じて算出された額に、当該月の消費税率を乗じて得た消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）とし、契約書に定める期間内に落札者が支払うものとする。

なお、消費税率等が改定された場合は、その税率により算定するものとする。

16 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは入札を中止し、入札参加資格の条件等を変更して、再度入札の手続きを行う。

17 落札者決定後の流れ

- (1) 本組合と落札者との間で、本公告及び「添付資料1」に示す条件等を記載した「令和9(2027)年度分肝属地区清掃センター容量市場に関する業務に係る覚書」の取り交わしを行う。
- (2) 令和9年4月1日に上項に記載した覚書に従い契約書を作成締結する。

18 入札結果の公表

開札日に落札者及び落札者以外の応札者には、電話、メール等の方法で結果を連絡し、後日、組合ホームページで公表する。

19 契約条件について

- (1) 令和9年度予算が令和9年3月31日までに組合議会で可決されなかった場合は、今回の入札は無効となるものとする。
- (2) 契約日は、会計年度独立の原則の観点から令和9年4月1日となる。
- (3) 本施設は、毎年決まった時期にボイラーを停止し、設備の点検補修を実施しており、売電がほとんど無い時期がある。（予定定期補修時期：6月、7月、11月、2月、3月）
- (4) ごみ処理を最優先とするため、発動指令に対して、送電電力増の操作を行う対応はしないものとする。

20 異議の申立て

入札した者は、入札後、公告文、仕様書、契約書(案)等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

21 その他

入札参加者は、本公告、仕様書等を熟読の上、入札をしなければならない。